2021 年度　臓器提供施設連携体制構築事業公募要項

本事業は、脳死下及び心停止後臓器提供の経験が豊富なスタッフが勤務し、院内体制が充実している施設（拠点施設）から臓器提供の経験が少ない施設等に対して、臓器提供時の情報提供や脳死判定等の実際、また人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師等が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図る。

１．対象施設

本事業の助成対象は、下記に該当する施設から、別紙「臓器提供施設の連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件」に沿って選定を行う。

○「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日制定、平成 29 年 12 月 26 日一部改正）、第４　臓器提供施設に関する事項を全て満たし、項目３に定める救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設。

・大学附属病院
・日本救急医学会の指導医指定施設
・日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設
・救命救急センターとして認定された施設
・日本小児総合医療施設協議会の会員施設

２．事業内容

採択された施設は、別に定める実施要綱において定める事業を行う。

３．実施期間、助成金額、事業実績報告

（１）実施期間

採択の日から 2022 年３月 31 日までの期間。

（２）助成金額

2021 年度においては、別に定める交付要綱に基づき、１施設当たり 10,000 千円の範囲内で、採択された施設に対し助成を行う。

対象経費については、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金及び雑費とする。

（３）事業実績報告

採択された施設は、事業実施期間終了後に公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）に対して事業実績報告を行うこととする。なお、必要に応じて事業の詳細な報告を求めることがある。

４．対象施設の選定方法

（１）審査方法

施設の採択については、専門家・有識者等の第三者により構成される委員会等の意見を踏まえ、JOT が適当と認めたものとする。

上記委員会等は、申請者から提出された申請書類の内容について書類審査及び必要に応じヒアリングを行う。また、審査は非公開で行う。

（２）審査手順

審査は以下の手順で実施する。

①形式審査

提出された申請書類について、JOT において、申請要件への適合性について審査する。

②書類審査

事業評価委員会委員により、書類審査を実施する。

③ヒアリング審査

必要に応じて、事業評価委員会において申請者（代理も可）に対してヒアリング審査を実施する。なお、ヒアリングを実施する場合に要する旅費等については助成対象としないので注意すること。

④採択

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、施設を採択する。

（３）審査結果の通知等

審査の結果については、事業評価委員会における最終審査が終了次第、速やかに申請者に対して通知する。

５．申請

申請に当たっては、以下の事項を守って別添申請書を作成し、提出すること。

（１）提出方法

①簡易書留等により、提出期限までに必着するよう余裕をもって郵送すること。申請書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「臓器提供施設連携体制構築事業申請書類在中」と明記すること。

②やむを得ない場合は、直接持ち込み（受付時間は、「８．問い合わせ先」の問い合わせ時間帯と同じ。）による提出でも差し支えない。

③FAX、電子メール等による提出や締切時間を過ぎてからの提出は認めない。
④理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めない。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
⑤提出書類については返却しない。

（２）留意事項

①提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこともあるので、留意すること。
②申請は、個人ではなく機関（病院）として行うこと。
③同一法人内の複数機関においては、自ら調整し、１機関が代表して申請すること。
④JOT の他の助成金（院内体制整備支援事業費等）を受けている施設は、他の事業において同一事項の活動を重複して実施することがないように留意すること。また事業間の予算の流用は認めない。

（３）提出先

〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1　バーク芝浦
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
「臓器提供施設連携体制構築事業　公募係」

６．提出期限

2021 年３月 31 日（水）必着　※消印有効

７．選定に係るスケジュール（予定）

・３月 31 日　公募締切
・４月上旬～中旬　書面審査（審査後、ヒアリング実施の有無を通知予定）
・４月中旬～下旬　事業評価委員会・必要に応じてヒアリング審査
・ヒアリング後速やかに採択又は不採択の内示
・交付決定通知の送付

８．問い合わせ先

〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1　バーク芝浦
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
あっせん事業部　臓器提供施設連携体制構築事業公募担当
電話： 03-5446-8821
問い合わせ受付時間：平日午前 10 時～12 時、午後１時～５ 時

別紙

臓器提供施設の連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件

（診療体制等）
〇ガイドラインに則った脳死判定医が２名以上常勤していること。
〇脳死下及び心停止後臓器提供に携わった経験がある医師が常勤していること。
〇法的脳死判定における脳波測定に熟練した検査技師が常勤していること。
〇臓器摘出時にドナーの全身管理を行う麻酔科医等の医師を確保できること。
〇診療担当チームとは別に、入院患者、家族の意思決定支援を行う役割のスタッフの育成に取り組む方針であること。
〇体制整備に際しては、「医療チーム」を設置することが望ましい。
なお、設置にあたっては、「臓器提供施設ハンドブック※」を参照すること。
※監修：厚生労働科学研究補助金「脳死下、心停止下の臓器・組織提供における効率的な連携体制の構築に資する研究、研究班」、発行所：株式会社へるす出版

（他施設との連携等）
〇脳死下及び心停止後臓器提供の経験が少ない複数（２施設以上）の施設との連携が可能であること。ただし、前年度に同事業を実施している場合は、４施設以上の施設との連携が望ましい。
〇連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供に係る院内体制充実のための技術的助言を行うこと。
〇連携施設と定期的な合同カンファレンスを開催することが可能であること。
〇連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供にかかるスタッフ（医師、看護師、検査技師等）の養成のための技術的助言を行うこと。
〇拠点施設における脳死下及び心停止後臓器提供時、連携施設からの関係者の受け入れが可能であること。
〇連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供時（時間外含む）、連携施設への技術的助言やスタッフ派遣（脳死判定医を含む医師、検査技師、看護師、臓器摘出時の全身管理を行う医師等）を含む支援が可能であること。
〇連携施設において、入院患者が以下の研究で定めた基準（※器質的脳障害により深昏睡（GCS3）を認める者）を満たした場合、速やかに拠点病院に連絡する体制、及び選択肢提示の時期や環境整備等に必要な支援を早期から提供することができる体制を整備すること。
※厚生労働科学研究補助金「脳死下、心停止後の臓器・組織提供における効率的な連携体制の構築に資する研究、代表研究者：横田裕行」

（意思表示の確認）
○「臓器の提供に関する 4 つの権利」を保持するため、臓器の提供に関する意思表示を確実に確認できる体制を連携施設とともに検討し、実施に努めること。

（協議会等の設置）
○連携施設間において施設の実情や抱えている様々な課題を整理・検討し情報を共有するため、具体的に協働できる協議会等の設置をはかり、他施設との円滑な連携に努めること。

以上